

平成21年度第1回福島県エネルギー政策検討会幹事会議事録（要約）

1 会議の概要

(1) 日 時：平成21年8月4日（火）13：30～15：10

(2) 場 所：ふくしま中町会館 7階大会議室

(3) 次 第：

開 会

あいさつ

報 告

第36回福島県エネルギー政策検討会決定事項等について

- (1) 検討会の目的
- (2) これまでの経過
- (3) 検討テーマについて
- (4) 幹事会について
- (5) 今後の進め方について

議 事

- (1) 「中間とりまとめ」の内容確認
- (2) 「今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組みについて」の内容確認
- (3) その他

閉 会

2 開 会

【司 会】

- ・ ただいまから平成21年度第1回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催する。
- ・ 開催にあたり、幹事長からあいさつをお願いする。

【あいさつ】

- ・ 原子力政策に関して、これまで県民の安全・安心の確保を最優先に慎重に対応してきたが、原子力発電を巡る現在の情勢を見極め、県民の安全・安心を最優先にしっかりと対応していくことを目的に、7月21日に知事を会長とするエネルギー政策検討会で議論が再開された。
- ・ 議論の再開にあたり、平成14年の「中間とりまとめ」以降7年、平成17年の「今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組み」の取りまとめから4年が経過していることから、幹事会でこれらに示された疑問点や論点の現状について実務的な検証作業を行うこととなった。
- ・ 世界の原子力発電の位置付けの変化、核燃料サイクルの動向、国や事業者の安全・安心の確保に対する取組みなどの課題を、幹事会において一つ一つ丁寧に検証し、検証した結果をエネルギー政策検討会に伝えていきたいと考えている。
- ・ 幹事会では、県民の安全・安心の確保を最優先に、しっかりとした検証作業を行っていきたい。

【司会（幹事長）】

- ・ 次第の3の報告について、7月21日のエネルギー政策検討会で決定された、今後の検討の進め方等について、事務局から一括して説明を願う。

【事務局】

- ・ 7月21日に開催された第36回エネルギー政策検討会における説明事項及び決定事項について、説明・報告する。
- ・ （資料 No. 1 ~ No. 4 に基づき説明）

【司会（幹事長）】

- ・ ただいまの説明について、意見等があればお願いしたい。

【幹事会メンバー】

- ・ 検討会の終期は定めないとのことだが、開催頻度など今後のスケジュールに関する方針を聞きたい。

【事務局】

- ・ 幹事会を月1回程度のペースで開催していきたいと考えている。

【幹事会メンバー】

- ・ 今後の検討の進め方で、検討の過程において県民から意見を聴取するとあったが、どのように聴取するのか。

【事務局】

- ・ 会議を傍聴可能とし、配付資料も公開し、議事録の内容をホームページで公表するなど、県民に議論のプロセスが見える形で、開かれた議論としていきたい。
- ・ 県民からの意見の聴取については、検証作業の進み具合を見ながら、どういう場面を設定したらいいか今後考えていく。

【幹事会メンバー】

- ・ 専門家等の有識者の意見は、どのような場面で出てくるのか。

【事務局】

- ・ 具体的な検証作業の中で、国や事業者、大学の先生などから、テーマに相応しい方をお呼びして話を聞き、意見交換を行うことを考えている。

【幹事会メンバー】

- ・ 検討テーマを「原子力発電の位置付けについて」と「核燃料サイクルについて」の2つに絞った理由は何か。

【事務局】

- ・ 「中間とりまとめ」は6つの項目を挙げて問題提起をしているが、今回の各般からの原子力政策についての議論再開の要請を踏まえ、取り急ぎ検討しなければならないテーマとして、当面「原子力発電の位置付けについて」と「核燃料サイクルについて」を中心に検証していく。

【幹事会メンバー】

- ・ 「中間とりまとめ」と平成17年の「今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組み」との関係はどのようになっているのか。

【事務局】

- ・ 平成14年8月末、「中間とりまとめ」をまとめる直前に、東京電力で一連の定期検査における不正が発覚したため、第22回検討会において、その内容を急ぎ「中間とりまとめ」の中に入れた。その後、東京電力の県内原子力発電所10基を全て止め、一つ一つ点検をした上で運転を再開した。

その経緯を踏まえ、県として今後どうすべきかと考え、平成17年10月に「今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組み」という冊子にまとめた。

- ・ 「中間とりまとめ」と「今後の原子力発電所の安全確保に係る取組み」は一体のものであり、この二つについて議論と検証をしていく。

【司会（幹事長）】

- ・ 次に、本日の議事となるが、14年の「中間とりまとめ」及び17年の「今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組みについて」の取りまとめの2点について、内容を確認していく。
- ・ 平成14年の「中間とりまとめ」について、事務局から説明を願う。

【事務局】

- ・ 「あなたはどのように考えますか？～日本のエネルギー政策～」という表題の「中間とりまとめ」概要版のパンフレットで説明する。
- ・ （資料「『中間とりまとめ』パンフレット」に基づき説明。）
- ・ 「中間とりまとめ」は、平成14年当時の原子力政策に対していろいろ整理をしたものであり、以降7年が経過し、国の原子力政策や事業者の取組みがどう変わり、あるいは進展してきたかを丁寧に検証することが幹事会の役割となる。

【司会（幹事長）】

- ・ ただいまの説明について、意見等があればお願いしたい。

【幹事会メンバー】

- ・ パンフレット14ページに、運転開始後30年を目途に技術評価に基づく長期

保全計画の策定をし、国が検討結果を評価・確認するという記載があるが、30年という数字の根拠は何か。

【事務局】

- ・ 平成8年、国が運転年数の長い原子力発電所を対象として、保全が有効か検討したが、当時一番早期に運転を開始していた発電所が25年経過していたため、30年を経過する前に検討し、その後の10年間についてどうすべきか長期保全計画を作るようにしたことから、「30年」という数字が出てきた。
- ・ この30年という数字に、30年を経過するとどこかが壊れるというような、工学的な意味は特にない。
- ・ 本県の原子力発電所の設置許可申請書類では、使用年数を40年として評価しており、当時、原子力発電所の寿命は30年から40年と言われていたことから、「30年」という数字が出てきたものと思われる。

【幹事会メンバー】

- ・ 電源立地県からの主要な課題の問いかけとして、「中間とりまとめ」を平成14年にまとめたが、これらの数々の問いかけに対して、国や事業者などから、回答があったのか。

【事務局】

- ・ 「中間とりまとめ」で問題提起したものに、国に真っ正面から答えてもらったことはないと認識している。
- ・ 7年経って国の取組みがどのように進んでいるのか、改めて国から説明を受けて、一つ一つ検証していきたいと考えている。

【司会（幹事長）】

- ・ 次に、今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組みについて、平成17年に取りまとめた内容を事務局から説明を願う。

【事務局】

- ・ （資料「『今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組み』パンフレット」に基づき説明。）

【司会（幹事長）】

- ・ ただいまの説明について、意見等があればお願いしたい。

【幹事会メンバー】

- ・ 原子力発電に携わっている方は、事故が起きれば甚大な被害が生じること、そして、日頃から安全の上にも安全を旨として運営すべきであることは百も承知のはず。素朴な疑問として、なぜ不正が起きてしまうのか。

【事務局】

- ・ 「原子力村」という閉鎖性から、原子力に関しては十分な安全と余裕を持っているから大丈夫だという過信があったと思われる。
- ・ また、点検作業中にキズが見つかったり、機器を交換することになれば、点検期間が大幅に伸びてしまうことから、現場の作業者にとって重荷になったのかもしれない。
- ・ こうしたことがないように、発電所の安全確保について事業者のトップがしっかりと認識し、万が一トラブルがあれば、検査期間が伸びようとも、安全対策を優先することが必要だと提言している。

【幹事会メンバー】

- ・ 素朴な質問だが、福島第一原子力発電所の原子炉の運転期間が30年経過しているとのことだが、いずれは廃炉になるとと思われる。何年経過したら廃炉にするというような、廃炉にするための基準はあるのか。

【事務局】

- ・ 原子力発電所の運転年数について、法的な制限はない。
- ・ 平成20年8月の規則改正により、運転年数30年を越えたら、10年ごとに長期管理方針を事前に作成し、国の認可を受けることが事業者には義務づけられ、高経年化に対して、国が法的に多少関与する制度になった。
- ・ 国内の商用プラントで廃炉措置に入っているのは、東海村の東海原子力発電所が唯一になる。

【幹事会メンバー】

- ・ 基本的なことを聞くが、原子力安全・保安院を経済産業省から分離すべきだと、本県も再三にわたり国に言ってきたが、それに対する国の動きはあるか。

【事務局】

- ・ 平成15年12月に福島、新潟、福井の三県知事が連名で国に要請を行った際に、経済産業大臣から、平成14年の不正問題以降、平成14年12月に法律改正を行い、平成15年10月から原子力安全規制体制が抜本的に改革され、原子力安全基盤機構(JNES)という安全確認機関が作られた。また、原子力安全・保安院の人員を大幅にアップし、さらには、原子力安全委員会の独立性と機能強化を図ったということで、この新しい安全規制体制をしっかりと運営していくことが、今は大事であるとの回答にとどまっている。

【幹事会メンバー】

- ・ 進め方についてだが、いつごろ何を検証していくのか、どのような検証の仕方をしていくのか示してもらいたい。

- ・ 事前に勉強する時間がほしいので、会議で使う資料を事前にもらいたい。
- ・ 幹事から「素朴な質問」との話があったが、大事なことである。県民の目線に立って検証するのであれば、素朴な質問に答えていくことが一番分かりやすい。情報公開で一番重要なことは、「分かりやすい」ということである。

【事務局】

- ・ いつ頃どういったことを検証していくかという骨格を示せるか検討したい。
- ・ 活発な議論となるように、どういったことが論点になるか、事前にまとめて幹事会メンバーに提示するなど、工夫をしながら議論を進めたい。

【司会（幹事長）】

- ・ わかりやすい言葉でこの場で議論するという今の指摘は大事な点である。

【幹事会メンバー】

- ・ なぜ「中間とりまとめ」の中で国策と言われるエネルギー政策、原子力政策にまで検討が及んでいったのかが要点である。福島第一原子力発電所、第二原子力発電所といった特定のプラントの問題であれば、まさに福島県民の安全・安心に直接結びつく問題であり、議論することは当然のことである。しかし、エネルギー政策における原子力発電の位置付けまで検討するのは、電源地域ひいては福島県がどうなっていくのかということが、国の原子力政策の影響を受けるからではないか。そういう視点からも議論していきたい。

【司会（幹事長）】

- ・ （３）その他について、事務局から説明があるか。

【事務局】

- ・ 今後の幹事会の進め方について、当面、月１回のペースで開催していきたい。
- ・ 次回は、８月末に、「原子力発電の位置付け」と「核燃料サイクルについて」の２点について国から説明を受けることで調整している。

【司会（幹事長）】 企画調整部長

- ・ ただいまの説明について、意見等があればお願いしたい。

【幹事会メンバー】

- ・ 先月の新聞報道で、福島第一原子力発電所で使用済核燃料の貯蔵が限界にきているという記事があったが、次回の幹事会で、国からその点についての話が聞けるのか。

【事務局】

- ・ 「核燃料サイクルについて」の中で、その話が聞けるかどうか調整する。

【事務局】

- ・ 新聞等で、県内の原子力発電所の使用済核燃料が一杯で、2012年までにはどうなるのかという報道がなされている。
- ・ エネルギー政策検討会の「中間とりまとめ」で使用済核燃料対策について問題提起しているので、幹事会でも現状について整理する必要がある。

【司会（幹事長）】

以上で平成21年度第1回福島県エネルギー政策検討会幹事会を閉会する。